

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
契約違約金 (経営室経理担当)	契約違約金の 未払い (平成 21・28 年度分)	2 法人 (2 件)	417,615 円 ※1 社あたり の最高額 378,000 円 最低額 39,615 円	法人である債務者が破産手続 廃止の決定を受け、その決定 が確定した債権で、債務履行 の見込みがたたないため、平 成 30 年 1 月 23 日に債権放棄 した。
学童クラブおやつ代 (地域支えあい 推進室 地域子ども施設 調整担当)	学童クラブお やつ代自己負 担金の未払い (平成 15~18 年度分)	2 人 (3 1 件)	38,750 円 ※1 人あたり の最高額 36,250 円 最低額 2,500 円	平成 26~28 年度に時効が完 成した債権で、債務者が所在 不明、又は債務者は死亡し相 続人が所在不明で債務履行の 請求ができないため、平成 30 年 1 月 16 日に債権放棄した。
高額療養費資金貸付 金返還金 (区民サービス 管理部 保険医療担当)	高額療養費資 金貸付金返還 金の未払い (平成 16 年度 分)	1 人 (1 件)	3,047 円	平成 28 年度に時効が完成し た債権で、債務者が所在不明 で債務履行の請求ができない ため、平成 30 年 1 月 17 日に 債権放棄した。
一時保育事業自己負 担金 (子ども教育部 子育て支援担当)	一時保育事業 自己負担金の 未払い (平成 16 年度 分)	1 人 (1 件)	103,950 円	平成 26 年度に時効が完成し た債権で、債務者に履行請求 したが履行の見込みがたたな いため、平成 30 年 1 月 15 日 に債権放棄した。
訪問食事サービス自 己負担金 (健康福祉部 福祉推進担当)	訪問食事サー ビス自己負担 金の未払い (平成 18 年度 分)	1 人 (1 件)	2,200 円	平成 28 年度に時効が完成し た債権で、債務者は死亡し相 続人が所在不明で債務履行の 請求ができないため、平成 30 年 1 月 17 日に債権放棄し た。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
生業資金貸付金 (健康福祉部 生活援護担当)	生業資金貸付 金の未払い (平成3年度 分)	1人 (1件)	569,255円	平成18年度に時効が完成し た債権で、債務者は死亡し相 続人が所在不明で債務履行の 請求ができないため、平成30 年1月30日に債権放棄した。
女性福祉資金貸付金 (健康福祉部 生活援護担当)	女性福祉資金 貸付金の未払 い (平成5年度 分)	2人 (2件)	98,000円 ※1人あたり 49,000円 (2人とも 同額)	債務者が破産免責された債権 で、債務履行の見込みがたた ないため、平成30年1月30 日に債権放棄した。
区民住宅使用料 (都市基盤部 住宅政策担当)	区民住宅使用 料の未払い (平成14・15 年度分)	1人 (1件)	601,290円	債務者が破産免責された債権 で、債務履行の見込みがたた ないため、平成30年1月17 日に債権放棄した。
合	計	11人 (40件)	1,834,107円	